○政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成十三年三月三十日山口県議会規程第二号

[政務調査費の交付に関する条例施行規程]を次のように定める。

政務活動費の交付に関する条例施行規程

(平二五議会規程一・改称)

(趣旨)

第一条 この規程は、政務活動費の交付に関する条例(平成十三年山口県条例第二十三号。 以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平二五議会規程一・一部改正)

(請求)

第二条 条例第五条第二項の規定による請求をしようとする者は、請求書(別記第一号様式) を知事に提出しなければならない。

(収支報告書の様式)

第三条 条例第七条第一項及び第二項の収支報告書は、別記第二号様式による。

(平二五議会規程一・旧第四条繰上)

(収支報告書等の閲覧)

- 第四条 条例第十一条第二項の規定により同項に規定する収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)を閲覧に供するため、閲覧所を山口県議会事務局総務課に設ける。
- 2 収支報告書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名そ の他必要な事項を記入しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧について必要な事項は、別に定める。 (平一八議会規程一・一部改正、平二五議会規程一・旧第五条繰上)

附則

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

附則(平成一八年議会規程第一号)

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年議会規程第一号)

この規程は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則(令和元年議会規程第二号)

この規程は、令和元年七月一日から施行する。 附 則(令和七年議会規程第二号) この規程は、令和七年三月十八日から施行する。 別記第1号様式(第2条関係)

請 求 書

年 月 日

山口県知事 様

請求者 住 所 氏 名

下記のとおり政務活動費の交付を受けたいので、政務活動費の交付に関する条例第5条 第2項の規定により請求します。

記

請 求 金 額 円(年 月分から 年 月分まで)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第2号様式(第3条関係)

収 支 報 告 書

年 月 日

山口県議会議長 様

報告者 住 所 氏 名

記

Ų	収		入						円
	費	,			目	金	額	内	訳
支	調	查	研	究	費		円		
	研		修		費				
	会		議		費				
	資		料		費				
	広		報		費				
出	事	務		所	費				
	事		務		費				
	人		件		費				
	合				計				
更	残		余						円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第1号様式(第2条関係)

(平25議会規程1・令元議会規程2・令七議会規程2・一部改正) 第2号様式(第3条関係)

(平25議会規程1・令元議会規程2・令七議会規程2・一部改正)